

別紙3 生産精米の要件

生産精米の要件は、以下の品位基準を満たすものとする。

なお、この品位基準は、国の定める法及び各種基準（※1）並びに無洗米の審査機関が定める基準（※2）に従うものである。

1 品位基準

最高限度					最低限度		
計 (%)	粉状質粒及び 被害粒		異種穀粒及び異物		水分 (%)	砕粒 (%)	形質
	被害粒						
	計 (%)	着色粒 (%)	もみ (%)	もみを除いたもの (%)			
15.0	2.0	0.2	0.0	0.1	16.0	5.0	標準品

2 基準を満たさない場合の対応

生産精米が品位基準外と判定された場合や問題が認められた場合は、速やかに市に連絡し、対処方法を協議するものとする。なお、原料玄米の生産年又は作柄等により玄米品質等に考慮が必要となり、品位基準の変更が必要な場合は、別途書面にて通知するものとする。

3 各品位基準の定義

- ①百分率 全量に対する重量比をいう。
- ②形質 ぬか層のはく離及びぬかの付着の程度をいう。
- ③水分 105度乾燥法又はこれと同じ結果が得られる方法によって決定されたものをいう。
- ④粉状質粒 粒質が粉状又は半粉状の粒。
- ⑤被害粒 汚染し又は損傷を受けた粒（砕粒を除く。）をいう。
- ⑥着色粒 粒面の全部又は一部が着色した粒をいう。ただし、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。
- ⑦砕粒 その大きさが完全粒の3分の2から4分の1までの粒。
- ⑧異種穀粒 精米を除いた他の穀粒をいう。ただし、加工米、精麦等消費者の希望により精米に混入しているものは除く。
- ⑨異物 その大きさが完全粒の4分の1未満の精米粒及び穀粒を除いた他のものいう。土砂・石・ガラス片、及びプラスチック片が混入してはならない。

⑩白度（胚芽精米を除く）

白度計により算出される数値で、38.0%以上とする。

⑪胚芽の保有率

胚芽精米の胚芽残存の程度は、胚芽の保有率80%を基準とする。

⑫理化学規格

項目	カドミウム	ヒ素	鉛
基準値	0.4ppm 以下	1ppm 以下	5ppm 以下

※1 「精米の品位基準」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」、「食品衛生法」など。

※2 特定非営利活動法人全国無洗米協会の定める「無洗米認証基準」など。